

令和7年度小松島市定額減補足給付金(不足額給付)^(※)申請書

※定額減税補足給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

小松島市長 殿

・本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

【本様式で申請が必要な方】

- 令和7年1月1日に小松島市に住民票登録のある方
- 令和6年所得税額及び令和6年度個人住民税額がいずれも0円の方
- 令和5・6年度実施の非課税世帯(又は均等割世帯)向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない方
↓*(上記、3項目に該当していることが前提)
- 令和6年所得税・令和6年度住民税に係る合計所得金額が48万円を超える方
- 青色専従事業者又は事業専従者(白色)の方

【支給の決定】

上記の要件に該当する場合に支給を行うこととなります。

なお、支給要件の該当性等の審査のため、必要書類の提出や小松島市での確認等を行うことにつき同意ください。

同意いただけない場合は支給できません。(提出・確認書類は裏面に記載しています。)

1. 申請者

フリガナ 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
	男 ・ 女	大正 昭和 平成 令和 日 年 月	日中に連絡可能な電話番号 ()

【代理請求・受給を行う場合】

フリガナ 代理人氏名	届出者 (世帯主) との関係	代理人生年月日	代理人現住所
		大正 昭和 平成 令和 日 年 月	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 小松島市定額減税補足給付金(不足額給付)の請求等を委任します。			世 帯 主 署名

2. 振込口座(原則、「1. 申請者」の口座となります。)

下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)		通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※			

*裏面もご確認ください。

【支給決定における提出・確認書類】

- 令和7年1月1日に小松島市に住民票登録のある方
→【住民票の写し等】
- 令和6年所得税額及び令和6年度個人住民税額がいずれも0円の方
→【令和6年確定申告書又は源泉徴収票(写し)、令和6年度住民税納税通知書又は所得(課税)証明書】
- 令和5・6年度実施の非課税世帯(又は均等割世帯)向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない方
→【令和5・6年度所得(課税)証明書、住民票の写し等】
- 令和6年所得税・令和6年度住民税に係る合計所得金額が48万円を超える方
→【令和6年確定申告書又は源泉徴収票(写し)、令和6年度住民税納税通知書又は所得(課税)証明書】
- 青色専従事業者又は事業専従者(白色)の方
→【令和6年確定申告書、青色専従事業者給与に関する届出書等】

振込先金融機関口座確認書類 写し 貼付け

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

表面の「2. 振込口座」に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。

本人(代理人)確認書類 写し 貼付け

※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート等の写し(いずれか1つ)

※マイナンバー通知カード(写真なし)は本人確認書類として利用できません

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

・代理人(法定代理人)の場合は、「登記事項証明書(写し)

・代理人(親族等)の場合は「戸籍謄本」(直近3ヵ月以内取得)等の写し

表面の「2. 振込口座」の口座への振込を希望される場合 又は代理人が申請(受給)する場合 に提出して下さい。